

業務説明資料

1 委託業務名

サーキュラーエコノミー国際プランディング・プロモーション業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月20日（金）まで

3 履行場所

委託者所在地及び委託者が指定する場所

委託者所在地：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市役所国際局グローバルネットワーク推進課

4 業務目的

横浜市は、2030年度のハーフカーボン達成、2050年のカーボンニュートラルの実現を目指し、サーキュラーエコノミーへの移行・脱炭素行動の促進に取り組んでいる。また、2年後に横浜市内で開催するGREEN×EXPO 2027では、グリーン分野の知見の共有や取組の展開を図り、新たなグリーン社会の姿を横浜から発信しようとしているところである。このような動きと連動して、国際局では、国際会議・都市ネットワークへの参加や、アジア・スマートシティ会議の主催、国際・政府機関や在外事務所（フランクフルト・ニューヨーク・上海・バンコク）との連携などを通して、横浜市のサーキュラーエコノミー及びカーボンニュートラルに関する取組を世界に発信し、本市の国際プレゼンスを高めるプロモーションを実施する役割を担っている。

2025・2026年度は、GREEN×EXPO 2027の成功に向けて、サーキュラーエコノミー及びカーボンニュートラルの領域における先駆的な都市として国内外の注目を引き寄せる重要な期間である。

そこで、14回目を迎えるアジア・スマートシティ会議や、横浜市の国際的なネットワークも有効に活用しながら、メディア活用等を通して、特に横浜市のサーキュラー都市として国際的な認知と評価の獲得に向けた国際プランディング手法を確立することを目的に本業務を実施する。なお、本業務における優先ターゲットと目標として、①サーキュラーエコノミーを推進する国際機関、国際ネットワーク、専門機関、政府関係機関の認知・評価を獲得すること、②発信力のある国際メディアなどへの掲載を通して、サーキュラーエコノミーに取り組む世界の企業やビジネスエグゼクティブからの認知・評価を獲得すること、そして、③国内及び市内メディアなどへの掲載を通して、サーキュラー都市としての国内におけるプレゼンスを高めること、とする。

5 業務内容

(1) プロモーション・コンテンツの企画・作成（※）

業務目的を踏まえ、横浜市のサーキュラーエコノミーの取組を国内外に発信するためのコンテンツ（記事・動画）を企画・作成する。

ア 記事：「(2) メディア活用計画と実行」に即した記事を複数本提案・作成する。なお、以下の記事を含めること。

- 横浜市のサーキュラー都市として世界に通じる実績や現在のイニシアティブに関する記事（トピックごとの個別記事とコンピレーション記事）
- アジア・スマートシティ会議（ASCC2025）に関する記事

イ 動画：「(2) メディア活用計画と実行」に即した動画を提案・作成する。なお、発信するメディアの種類に応じて編集や尺の調整等を行うことを前提とする。（マスター動画は最長でも5分程度、併せて、尺の調整によりソーシャルメディア等でのショート動画の配信などを想定する。必要に応じて字幕対応するなど国内外両方への展開を可能とすること）

ウ プレスリリース及びプレゼンテーション資料の素材・デザインの提供：アジア・スマートシティ会議やサーキュラーエコノミー・イベントなど、本委託業務のコンテンツに関して、委託者が広報発表を行う場合に、委託者の依頼に応じて必要な素材やデザインを提供すること。

(※) 必要な調査・取材を行った上で、横浜市のプロモーションに資する内容とすること。

調査・取材の際に生じる費用（受託者人件費のほか、謝金等が発生する場合）は、全て本業務委託の中で算出すること。著作権・肖像権等の許諾が必要な場合は、手続等を受託者において行うこと。

(2) メディア活用計画と実行

業務目的を踏まえ、(1) で作成した記事及び動画を効果的に発信するためのメディア活用を提案し、実行する。

ア オウンドメディア（横浜市）：(1)で作成したコンテンツのランディングページとして、横浜市グローバルウェブサイト（※1）の”A Green Hub in Asia” ページを活用するとともに、同ページのデザイン更新を提案する。なお、同ページと投稿記事（ブログ）ページへの年間アクセスが合計20,000ページ・ビュー以上となることを目指すための提案を行うこと。

(※1) <https://businessyokohama.com/>

イ オウンドメディア（受託者）：受託者が自社メディアを有している場合は、「オウンドメディア（横浜市）」に掲載するブログ記事を自社メディアに転載・編集掲載するなどし、自社メディアを有効活用する。また、自社メディア用にオリジナル記事を制作してもよい。いずれの場合も、アへの具体的な誘導策を提案すること。

ウ アーンドメディア：発信の波及力を高めるためのアーンドメディアの獲得計画（メディア名、アプローチ方法、掲載された場合の期待効果（メディアの発信力の大きさ）、掲載の確度）を提案し、実行する。

エ ペイドメディア（※）：発信の波及力を高めるためのペイドメディア提案し、活用する。なお、ペイドメディアは、「4 業務目的」にある①と②を優先ターゲットとし、250万円

から350万円程度の費用を想定する。ただし、理由を明示することで、想定費用に寄らずに提案してもよい。ペイドメディアの選定に当たっては、各メディアの費用見込みと期待効果を提示すること。

(※) ペイドメディアの活用に生じる費用も含め、全て本業務委託の中で算出すること。

(アーンドメディア・ペイドメディア候補例 (国際機関・専門機関のメディア含む))

- 世界の都市政策メディア (Bloomberg CityLabなど)
- 国際的な発信力のある国際機関や研究機関 (世界経済フォーラム、世界資源研究所 (WRI) など)
- サーキュラーエコノミーを推進し国際的な発信力のある財団やシンクタンク (エレンマッカーサー財団、Circle Economyなど)
- 国際的な発信力のある大手メディア (国際大手通信社、世界的ビジネス誌、日系の国際メディア)
- 国内メディア (全国紙、地方紙、多言語メディア等)
- サーキュラーエコノミーの分野で影響力・発信力のある個人

オ メディア掲載によるリーチ件数等の追跡：発信されたコンテンツごとに、コンテンツに触れた延べ人数を、リーチ数、購読者数、ビューワー数、再生回数などから追跡し、委託者の求めに応じて適宜報告する。必要に応じて、掲載メディアに情報提供を依頼し、直接的な情報を入手できない場合は、一定の条件を設定し推計値を算出する。加えて、アーンドメディア掲載による広告換算価値を算出する。また、これらの結果・成果を振り返り、効果検証を行うこと。

(3) サーキュラーエコノミー・イベントの企画・開催 (※)

横浜市のサーキュラーエコノミーの取組を国内外発信するためのイベントを企画し開催する。開催場所は国内とするが、訴求対象は国内だけでなく海外も見据える。例えば国内に所在する海外政府機関や企業・専門家との連携、海外政府等の代表団の来日に合わせたイベント企画、海外からのオンライン参加など、実現可能な企画を提案すること。なお、国内で行われる既存のサーキュラーエコノミーのイベントとの連携（既存のイベントに本業務委託の目的にかならず企画を上乗せした連携）を提案しても良い。

- ア 企画：イベントの種類、コンセプト、日時・場所、プログラム、登壇者、ターゲット等 (イベントの規模は50名程度を想定するが、理由を明示することで、本想定の規模に寄らずに提案をしてもよい。)
- イ 準備：会場・登壇者・通訳者調整・確保、広報・集客等
- ウ 運営：会場設営、来場者・登壇者対応、ファシリテート、通訳、撤収等
- エ 報告：イベント概要、登壇者発言概要、参加者アンケート、参加者数等

(※) 本イベントの実施に係る費用（受託者人件費の他、会場・機材使用料、出展料、通訳、謝金などが発生する場合）は、全て本業務委託の中で算出すること。なお、横浜市施設の利用を提案してもよい。

(4) アジア・スマートシティ会議への専門家・都市代表者等の招聘に係る事務（※）

委託者が決定した招聘者の往復航空チケット及びホテルを手配する。

ア 航空チケット：ビジネスクラス7名とし、内訳として、欧州3名、北米1名、東南アジア3名を想定する。

イ ホテル：アジア・スマートシティ会議 予定会場のパシフィコ横浜近辺で人数分手配する。

ウ 委託者の指示がある場合、会期中に横浜市と横浜市が指定する会議参加者とのミーティングの設定・運営を調整・補助する。

（想定される業務：資料調整、会場設営・準備、進行補助、議事録作成等）

(※) 航空チケット及びホテルの確保に関する進捗状況は、適宜委託者に報告すること。なお、招聘人数・地域は想定から変動が生じる場合がある。

また、航空チケット代金及びホテル代金は、本業務委託の中で算出すること。なお、招へい者の航空機利用で排出されるCO₂をオフセットすることとし、この費用についても本委託業務の中で算出すること。

6 納品物（契約締結後）

(1) 納品物の内容

表のとおり、期限内に本市へ納品すること。

No.	納品物	提出期限
1	業務計画書	契約締結後、原則14日以内
2	制作したプロモーション・コンテンツ（制作のために使用した素材も含む）	制作後すみやかに
3	サーキュラーエコノミー・イベント実施報告書	イベント実施後、原則14日以内
4	航空チケット及びホテルを手配したことが確認できる画面コピーや領収証の写し等	手配後すみやかに
5	業務報告書	令和8年3月20日（金）

(2) 納品方法

電子データ

・原則、電子データを納品すること。

・原則、A4用紙に印刷できる形式で、電子ファイルで提出すること。データの種類に関しては、納品前に委託者と協議の上、決定すること

- (3) 納品場所
委託者所在地

7 業務内容の提案にあたっての参考先

提案内容の検討にあたっては、以下資料を参考すること。

- (1) アジア・スマートシティ会議
⟨<https://yport.city.yokohama.lg.jp/promotion/ascc>⟩
⟨<https://ascc13th.city.yokohama.lg.jp/>⟩
- (2) 横浜市脱炭素ポータルサイト
⟨<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/jikkou/keikaku/plan.html>⟩
- (3) 脱炭素先行地域の取組
⟨<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/etc/senkouchiiki.html>⟩
- (4) ヨコハマSDGsデザインセンター
⟨<https://www.yokohama-sdgs.jp/>⟩
- (5) 横浜市ごみ・リサイクル
⟨<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/>⟩
- (6) 国際局 令和7年度予算概要
⟨<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kokusai/yosan/r7yosangaiyou.html>⟩

8 実施体制の留意点

- (1) 委託者との連絡体制・要員

委託者と緊密な連絡体制を構築し、効果的なプロモーション及びプロモーションに付随する事務を行うこと。また、業務責任者は、委託者の指示に速やかに応えられるように連絡体制を確保できることを前提とし、国際的なプロモーションに関する知識を有し、技術的なアドバイスや提案を行うなど、本委託業務の遂行に必要十分な能力、実績を有する者を選定すること。

- (2) 言語

英語でのコンテンツ作成・プロモーション、イベント実施や海外都市等招聘における日本語及び英語でのきめ細やかな連絡調整・サポートが求められることを念頭に置いた体制とすること。

9 留意事項

- (1) 本市の既存政策、計画、取組等との連動・整合性に配慮すること。
- (2) 本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではない。提案内容の仕様書への反映等について、委託者と受託者との間で協議を行い、仕様書の内容を調整の上、契約を締結するものとする。
- (3) 受託者は、業務の履行にあたっては、委託者の趣旨を理解の上、十分な意思疎通が図れるよ

う定期的に協議を行って業務を進めていくこと。

- (4) 本業務を遂行するにあたって使用する言語は、日本語と英語の2言語となるため、両言語に対応できる推進体制を確保すること。
- (5) システムの開発や利用を行う場合は、情報セキュリティ対策の観点から、横浜市と協議しながら十分にセキュリティの確保に留意すること。
- (6) 本委託業務実施上知り得た情報について、公にされている事項を除き、将来にわたり、本委託業務以外で自ら利用し、他に漏らさないこと。
- (7) 本業務委託で作成した資料・制作物・成果品等に係る著作権（著作権法第27条及び28条に定める権利を含む。）はすべて委託者に帰属するものとする。受託者はその成果を自ら利用し、又は第三者に帰属してはならない。ただし、業務計画書において、委託者の許諾を得た受託者の自社メディアを活用した掲載記事を除く。
- (8) 本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることは認めない。また、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により委託者の承諾を得なければならない。
- (9) 受託者の業務責任者については、特別な理由がない限り変更しないこと。
特別な理由：身体的理由(傷病)・天災等、やむを得ない理由によるもの。
- (10) 本仕様書に定めのない事項を履行する場合、詳細及び内容に疑義を生じた場合、並びに業務上重要な事項を履行する場合については、あらかじめ委託者と協議し、その指示または承認を受けること。
- (11) 本委託業務の実施に際しては、委託仕様書のほか、横浜市契約規則、横浜市委託契約約款、個人情報取扱特記事項及び電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項などの関係法令等を遵守すること。